

保育所保育指針解説

平成30年3月



厚生労働省 編

この章で学ぶこと

保育所保育の目的、内容、方法

保育所保育指針とは：保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めたもの。



保育所の目的：保育所は、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設である。



保育所保育の特性：保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行う。



保育所の役割：①入所する子どもを保育する。
②入所する子どもの保護者に対する支援を行う。
③地域の子育て家庭に対する支援等を行う。



保育士の役割：倫理観に裏づけられた専門的知識、技術及び判断をもって
①子どもを保育する。
②子どもの保護者に対する保育に関する指導を行う。
③職務を遂行するための専門性の向上に絶えず努める。



養護の理念：子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士が行う援助や関わり。



・生命の保持 ⇒ 4つのねらい 4つの内容

・情緒の安定 ⇒ 4つのねらい 4つの内容

●養護及び教育を一体的に行う。

保育の目標：[子どもに対して] 子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う。

・養護の目標

十分に養護の行き届いた環境のもとに、くつろいだ雰囲気の中で子どものさまざまな欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。

・教育の目標

健康・人間関係・環境・言葉・表現

[保護者に対して] 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。

幼児教育を行う施設として共有すべき事項

- 育みたい資質・能力
 - ・知識及び技能の基礎
 - ・思考力、判断力、表現力等の基礎
 - ・学びに向かう力、人間性等
- 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿
 - ①健康な心と体
 - ②自立心
 - ③協同性
 - ④道徳性・規範意識の芽生え
 - ⑤社会生活との関わり
 - ⑥思考力の芽生え
 - ⑦自然との関わり・生命尊重
 - ⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
 - ⑨言葉による伝え合い
 - ⑩豊かな感性と表現

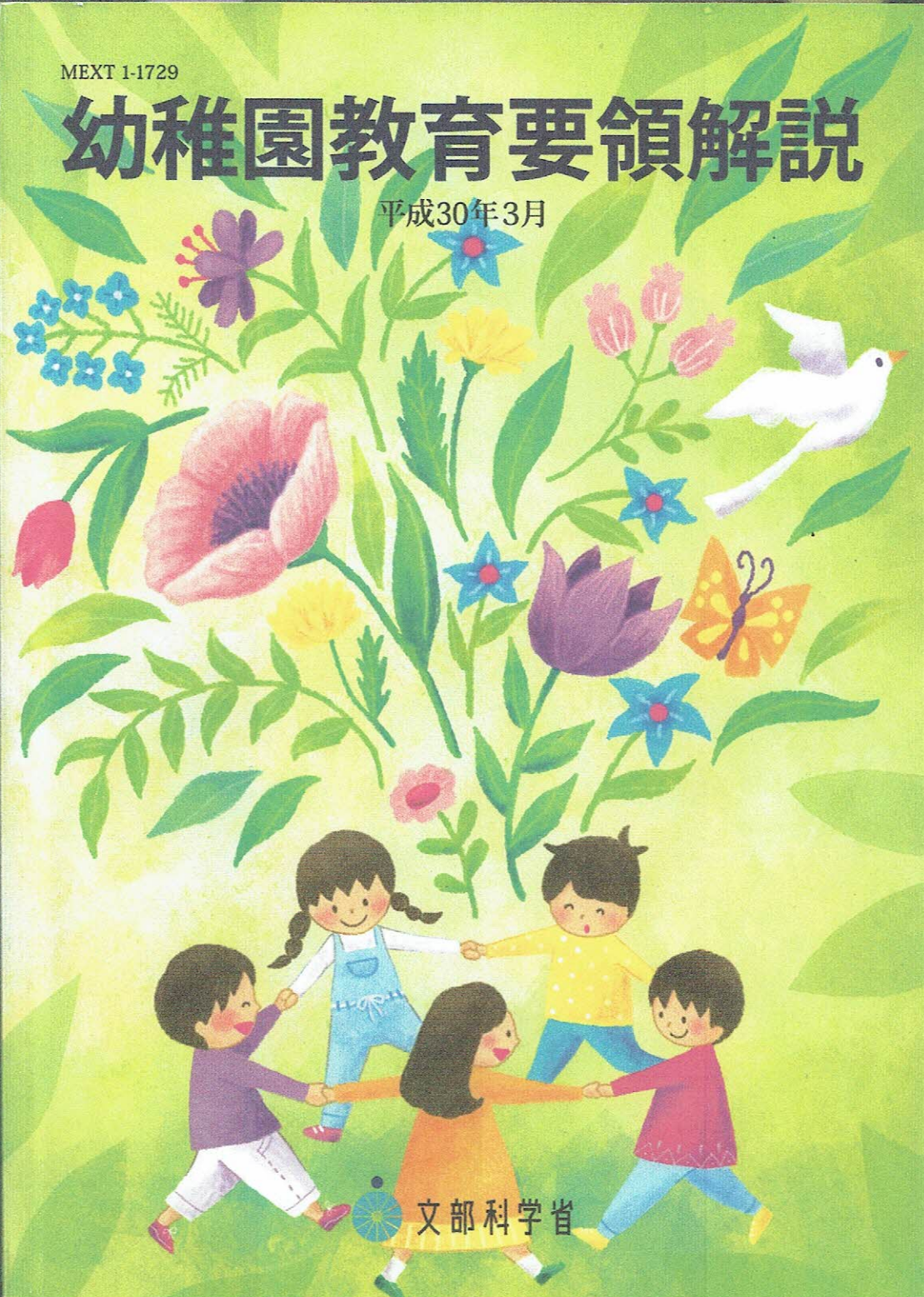
保育の内容：ねらいと内容で構成される。

- ねらい：保育の目標をより具体化したもの。保育を通じて育みたい資質・能力を子どもの生活する姿からとらえたもの。
- 内 容：ねらいを達成するために
 - ・保育士等が適切に行う事項（養護）
 - ・子どもが環境に関わって経験する事項（教育）
- ①乳児保育に関わるねらい及び内容
養護＋教育 [3つの発達の視点]
- ②1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容
養護＋教育 [5領域]
- ③3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容
養護＋教育 [5領域]

MEXT 1-1729

幼稚園教育要領解説

平成30年3月



文部科学省

この章で学ぶこと

幼稚園教育の目的、内容、方法

幼児期の教育とは：生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの



幼稚園教育の目的：学校教育法第22条「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」



幼稚園教育の目標：学校教育法第23条（5領域）



幼稚園教育とは：環境を通して行うもの



幼児期の教育における見方・考え方



幼児一人ひとりの環境との関わりから得られた見方・考え方を大切に育てる

幼稚園教育の基本：幼稚園教育の基本的な保育方法の原理



- ①幼児期にふさわしい生活の展開
 - ・教師との信頼関係に支えられた生活
 - ・興味や関心に基づいた直接的な体験が得られる生活
 - ・発達の特性に応じた指導
- ②遊びを通しての総合的指導
- ③幼児の発達の特性に即した指導

幼稚園教育において育みたい資質・能力



- ねらい及び内容に基づく活動全体によって育むもの
- ①知識及び技能の基礎（感じたり、気付いたり、わかったり、できるようになったりする）
 - ②思考力、判断力、表現力等の基礎（考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする）
 - ③学びに向かう力、人間性（心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする）
- ※①②③は一体的に育むもの
 ※保育所、幼保連携型認定こども園と共通

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

資質・能力が育まれている幼児の幼稚園終了時の具体的な姿

- ①健康な心と体②自立心③協同性④道徳性・規範意識の芽生え⑤社会生活との関わり⑥思考力の芽生え⑦自然との関わり・生命尊重⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚⑨言葉による伝え合い⑩豊かな感性と表現



※保育所、幼保連携型認定こども園と共通

幼稚園教育のねらい：幼稚園教育において育みたい資質・能力を幼児の生活する姿からとらえたもの。相互に関連を持ちながら次第に達成に向かうもの。
[健康(3)、人間関係(3)、環境(3)、言葉(3)、表現(3)、合計15のねらい]



※保育所、幼保連携型認定こども園と共通

幼稚園教育の内容：ねらいを達成するために指導する事項。具体的な活動を通して総合的に指導されるもの。

[健康(10)、人間関係(13)、環境(12)、言葉(10)、表現(8)、合計53の内容]

※保育所、幼保連携型認定こども園と共通

幼保連携型認定こども園 教育・保育要領解説

平成30年3月



内閣府
文部科学省
厚生労働省

この章で学ぶこと

幼保連携型認定こども園の目的、目標、ねらい、内容

こども園の目的: 認定こども園法第9条

- ① 満3歳以上の子どもに対する教育ならびに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、心身の発達を助長する
- ② 保護者に対する子育ての支援を行う

こども園の目標: 認定こども園法第9条（教育=5領域、養護）

こども園の教育および保育とは: 環境を通して行うもの

教育および保育の基本: こども園の教育および保育の基本的な保育方法の原理

- ① 安心感と信頼感をもっていろいろな活動に取り組む体験
 - ② 乳幼児期にふさわしい生活の展開
 - ・ 興味や関心に基づいた直接的、具体的な体験が得られる生活
 - ・ 友達と十分に関わって展開する生活
 - ③ 遊びを通しての総合的指導
 - ④ 園児一人ひとりの発達の特性に応じた指導
- ※①は保育所保育指針と類似
※②③④は幼稚園教育要領と同じ

こども園の教育および保育において育みたい資質・能力

- ① 知識及び技能の基礎（感じたり、気付いたり、わかったり、できるようになったりする）
 - ② 思考力、判断力、表現力等の基礎（考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする）
 - ③ 学びに向かう力、人間性等（心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする）
- ※①②③は一体的に育むもの
※①②③は幼稚園教育要領、保育所保育指針と共通

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

- 資質・能力が育まれている園児のこども園終了時の具体的な姿
- ① 健康な心と体② 自立心③ 協同性④ 道徳性・規範意識の芽生え⑤ 社会生活との関わり⑥ 思考力の芽生え⑦ 自然との関わり・生命尊重⑧ 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚⑨ 言葉による伝え合い⑩ 豊かな感性と表現
- ※幼稚園教育要領、保育所保育指針と共通

こども園の教育および保育のねらい

こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力を園児の生活する姿からとらえたもの。相互に関連を持ちながら次第に達成に向かうもの。

①乳児期の園児

- ・身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」(3つのねらい)
- ・社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちを通じ合う」(3つのねらい)
- ・精神的発達に関する視点「身近なものに関わり感性が育つ」(3つのねらい)

※保育所保育指針と共通

②満1歳以上満3歳未満の園児

[健康(3)、人間関係(3)、環境(3)、言葉(3)、表現(3)、合計15のねらい]

※保育所保育指針と共通

③満3歳以上の園児

[健康(3)、人間関係(3)、環境(3)、言葉(3)、表現(3)、合計15のねらい]

※幼稚園教育要領、保育所保育指針と共通

こども園の教育および保育の内容

ねらいを達成するために指導する事項。具体的な活動を通して総合的に指導されるもの。

①乳児期の園児

- ・身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」(5つの内容)
- ・社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちを通じ合う」(5つの内容)
- ・精神的発達に関する視点「身近なものに関わり感性が育つ」(5つの内容)

※保育所保育指針と共通

②満1歳以上満3歳未満の園児

[健康(7)、人間関係(6)、環境(6)、言葉(7)、表現(6)、合計32の内容]

※保育所保育指針と共通

③満3歳以上の園児

[健康(10)、人間関係(13)、環境(12)、言葉(10)、表現(8)、合計53のねらい]

※幼稚園教育要領、保育所保育指針と共通